

## 工 事 説 明 書

平成 27 年 7 月 6 日

| 説 明 者                      |                   | _____   |  |   |  |  |
|----------------------------|-------------------|---|--|---|--|--|
| 立 会 者                      |                   | _____   |  |   |  |  |
| 工事名等                       | 工 事 名             | 更生保護施設山口更生保護会施設新築工事   |  |   |  |  |
|                            | 工 事 場 所           | 山口県山口市三和町 1 1 番 4 1 号 (山口市三和町 4 0 番 2, 同 4 0 番)   |  |   |  |  |
|                            | 工 期               | 契約締結日の翌日から平成 28 年 1 月 3 1 日   |  |   |  |  |
| 事 項                        |                   | 記 事   |  |   |  |  |
| 入札(見積)<br>執行に<br>関する<br>事項 | 1 入札書(見積書)<br>の宛先 | (職 名)<br>更生保護法人山口更生保護会理事長   | (氏 名)<br>藏 成 幹 也   |   |  |  |
|                            | 2 入札執行回数          | 入札回数は原則として2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積もりさせることがある。  |  |   |  |  |
|                            | 3 そ の 他           | (1) 入札(見積)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。<br>(2) 落札決定(決定)に当たっては、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格(決定価格)とするので、入札者(見積者)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書(見積書)に記載するものとする。                                      |  |   |  |  |
| 契約条件に<br>関する事項             | 1 支 払 条 件         | 前金払 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (請負代金額の3/10以内)<br><input type="checkbox"/> 無  | 部分払 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (1回以内)<br><input type="checkbox"/> 無 | 一部完成払 <input checked="" type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |  |  |
|                            |                   | 契 約 の 保 証   | <input checked="" type="checkbox"/> 納 付 (提 供) <input type="checkbox"/> 免 除     |   |  |  |
|                            | 2 契 約 保 証 等       | (1) 落札者(随意契約の相手方)は、工事請負契約書案の提出とともに、次の各号に掲げるいずれかの書類を提出しなければならない。<br>一 債務不履行による損害金の支払いを保証する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る保証書及び保証書提出書<br>二 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券及び保険証券・保証証券提出書<br>三 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び保険証券・保証証券提出書<br>(2) (1)の規定にかかわらず、落札者(随意契約の相手方)が共同企業体である場合は契約の保証を免除する。 |  |   |  |  |
|                            |                   | (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(かし担保特約を付したものに限る。)に係る証券及び保険証券・保証証券提出書を提出しなければならない。<br>(2) (1)の規定にかかわらず、落札者(随意契約の相手方)が共同企業体である場合は契約の保証を免除する。<br><br>落札者は、完成保証人をたてるか履行保証制度に基づく損害保険に加入するものとする。   |  |   |  |  |

|                                |   |                |  |  |
|--------------------------------|---|----------------|--|--|
|                                | 3 | 火災保険<br>その他の保険 | 工<br>事<br>物<br>件<br>に<br>関<br>する<br>保<br>険   | (1) 加入の要否 <input checked="" type="checkbox"/> 要・ <input type="checkbox"/> 不要<br>(2) 種類等<br>ア 種類 火災保険・建設工事保険・組立保険<br>イ 範囲 工事目的物（支給材料を含む。）・工事仮設物・工事材料 ただし、基礎工事を含む（含まない）。<br>ウ 危険担保 風水災危険は担保<br>地震危険及び地震火災危険は不担保<br>エ 保険契約の締結時期 契約締結の日から 14 日以内<br>オ 保険期間 始期 工事着工予定日<br>終期 工事目的物引渡予定日<br>カ 金額 請負代金額（支給材料がある場合には、その価格を加算した額）から基礎工事相当額を減じた額 |
|                                |   |                | 第<br>三<br>損<br>害<br>の<br>に<br>関<br>す<br>る<br>身<br>体<br>及<br>び<br>財<br>産  | (1) 加入の要否 <input type="checkbox"/> 要・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要<br>(2) 種類等<br>ア 種類 賠償責任保険<br>イ てん補限度額 身体 1 事故につき 円以上<br>身体障害 1 名につき 円以上<br>財物損害 1 事故につき 円以上<br>ウ 保険期間 始期 工事着工予定日<br>終期 工事完成日  |
| 契約条件<br>に<br>関<br>する<br>事<br>項 | 4 | 指定部分の有無        | 有  | <input checked="" type="checkbox"/> 無  |
|                                | 5 | 設計変更に伴う措置      | (1) 設計表示単位に満たない設計変更は契約変更の対象としない。<br>(2) 一式工事については、設計図書において、設計条件又は施工方法を明示したもので当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としない。<br>(3) 軽微な設計変更に伴う契約変更は、工期の末に行う場合がある。<br>(4) 部分払の対象となる出来高には、出来形部分検査日以降において設計変更により工事量・単価又は一式工事費の変更が予定されるものを含まない。 |  |
|                                | 6 | 仮設物の残置         | (1) 前回工事の場合<br>ア 支出負担行為担当官が必要と認めた場合は、仮設物を残置することができる。<br>イ 仮設物の撤去費及び次回発注までの工事休止期間がある場合の工事休止期間中における残置仮設物損料の価格は、発注者及び請負者が協議して定める。<br>(2) 次回工事の場合<br>請負者は、残置仮設物について前回工事請負者から引継ぎを受けない場合は、撤去費及び工事休止期間中の損料（ 円）を支払って、その撤去を求めることができる。         |  |
|                                | 7 | 工事着手時期         | 契約締結の日から 14 日以内  |  |
|                                | 8 | 契約関係提出書類の書式    | 原則として支出担当者が定める書式による。   |  |

資料 4a (一般競争入札)

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 9             | 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更                        | <p>(1) 支出担当者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認めるときは相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。この請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができる。</p> <p>(2) (1) の請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。この場合の変動前残工事代金額の算定の基礎となる請求時の出来形部分の確認については、請求のあった日から起算して、14日以内で支出担当者が請負者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。なお、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、請求時の出来形部分に含めるものとする。</p> |
| 10            | 不可抗力による損害                                   | <p>工事目的物の引渡し前に、天災等で支出担当者又は請負者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害が生じ、支出担当者が調査を行い確認した損害について請負者から費用の負担の請求があったときは、その損害額及び損害の取片付けに要する費用の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額について支出担当者が負担する。この場合の請負代金額とは、損害を負担する時点における請負代金額をいうものとする。なお、1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、0円として取扱う。</p>   |
| 負担金等に関する事項    |   | <p>入札金額又は見積金額に含める工事に要する負担金等は次のとおりである。<br/>無</p>   |
| その他必要と認める事項   | <p>関連工事の調整<br/>その他</p>                      | <p>分離発注による工事の場合には、各請負者が協力して円滑に工事の施工を行うこと。<br/>「建設産業における生産システム合理化指針」に定める事項を遵守すること。</p>   |
| 図面及び仕様書に関する事項 | <p>7月14日から7月15日の間に配布する。</p>                 |   |
| 現場の状況に関する事項   | <p>近隣等第三者の身体及び財産の損害については、請負者の責任で対処すること。</p> |   |

[注] 契約保証等について

- 1 債務の不履行による損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書及び保証書提出書
  - (1) 債務の不履行による損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）とする。
  - (2) 保証書の宛名の欄には、「（支出担当者 法人名 職名 氏名を記載する。）」と記載するよう申し込む。
  - (3) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いとする。
  - (4) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名を記載するよう申し込む。
  - (5) 保証金額は、契約保証額の金額以上とする。
  - (6) 保証期間は、工期を含むものとする。
  - (7) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。
  - (8) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取り扱いについては、更生保護法人の指示に従う。
  - (9) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から支払われた保証金は、更生保護法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- 2 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券に係る証券及び保険証券・保証証券提出書
  - (1) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
  - (2) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「（支出担当者 法人名 職名 氏名を記載する。）」と記載するよう申し込む。
  - (3) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名を記載するよう申し込む。
  - (4) 保証金額は、請負代金額の10分の1（又は3）の金額以上とする。
  - (5) 保証期間は、工期を含むものとする。
  - (6) 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取り扱いについては、更生保護法人の指示に従う。
  - (7) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から支払われた保証金は、更生保護法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券及び保険証券・保証証券提出書
  - (1) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
  - (2) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込む。
  - (3) 保険証券の宛名の欄には、「（支出担当者 法人名 職名 氏名を記載する。）」と記載するよう申し込む。
  - (4) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名を記載するよう申し込む。
  - (5) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
  - (6) 保険期間は、工期を含むものとする。
  - (7) 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取り扱いについては、更生保護法人の指示に従う。
  - (8) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から支払われた保険金は、更生保護法人に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。